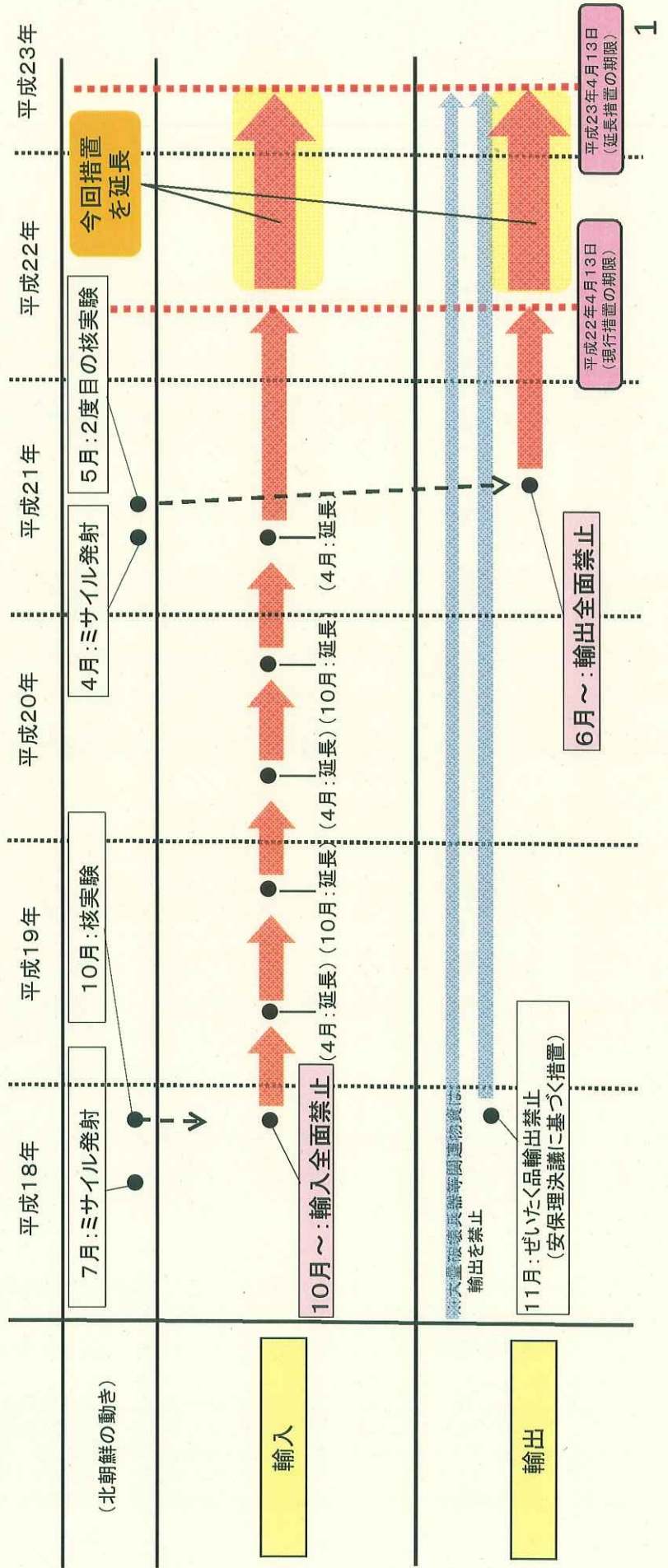


対北朝鮮輸出入禁止措置の延長について

平成22年3月
経済産業省

概要

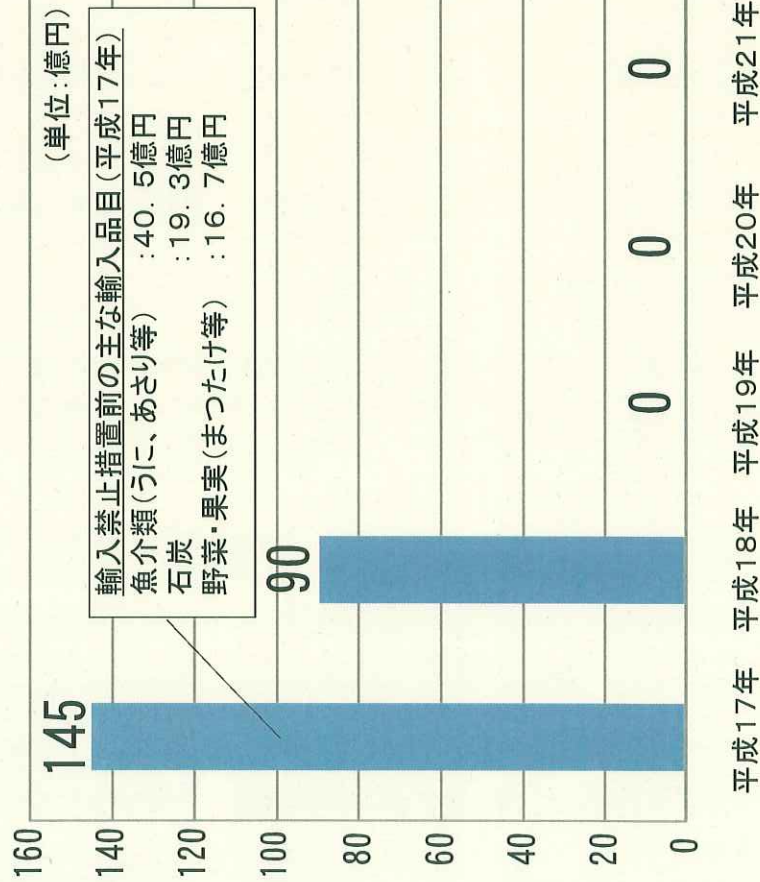
- 過去2度にわたる核実験(平成18年、昨年)を始めとする北朝鮮を巡る諸般の事情を勘案し、これまで輸出入禁止措置を講じてきたところ。現行の措置の期限は本年4月13日。
- この措置は、北朝鮮籍船舶の入港禁止等の措置とあわせた総合的な対北朝鮮措置の一環として実施するもの。
- 現下の北朝鮮情勢を踏まえ、**4月14日以降も引き続き措置を実施することが必要(措置の期間は来々4月13日までの1年間)**。
- この措置については、外為法に基づき、国会の事後承認が必要。



(参考1) 日朝間の貿易動向

○北朝鮮からの輸入

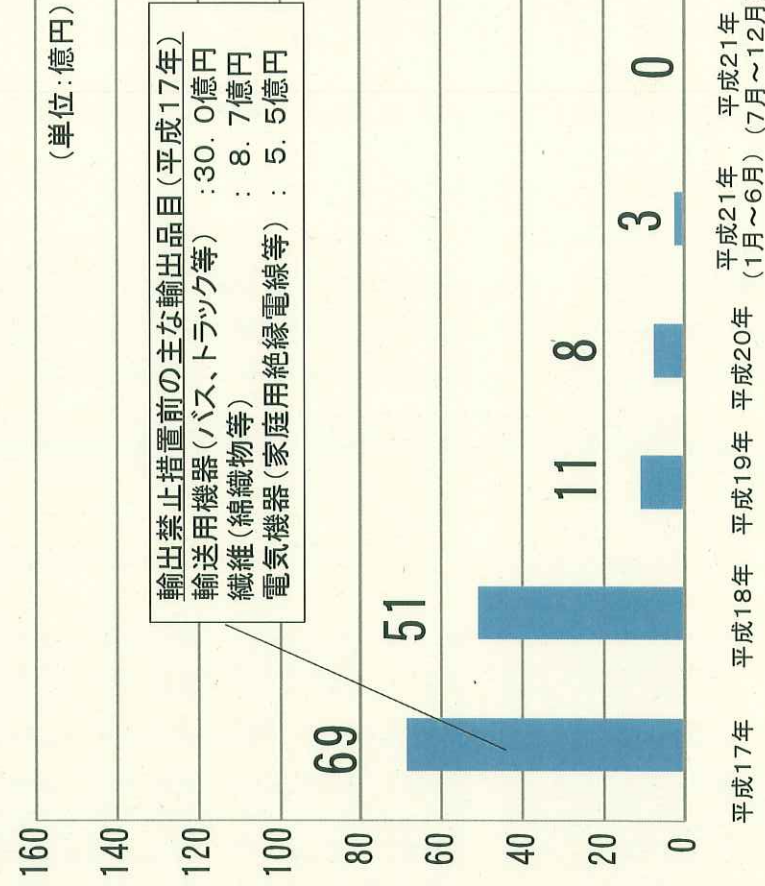
- 平成17年に約150億円あった輸入はゼロに。
- 貿易赤字国である北朝鮮の外貨獲得を困難にする効果あり。



出典:財務省貿易統計

○北朝鮮への輸出

- 平成17年に70億円あった輸出はゼロに。
- 日本製の高品質の輸送用機械等を調達できないようにする効果あり。



出典:財務省貿易統計

(注)平成18年から北朝鮮からの輸入を全面禁止するとともに北朝鮮への奢侈品の輸出を禁止。また、昨年6月から北朝鮮への輸出を全面禁止。

(参考2) 外国為替及び外国貿易法(外為法) 第10条

第10条 我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において、対応措置(この項の規定による閣議決定に基づき主務大臣により行われる第16条第1項、第21条第1項、第23条第4項、第24条第1項、第25条第6項、第48条第3項及び第52条の規定による措置をいう。)を講ずべきことを決定することができる。

2 政府は、前項の閣議決定に基づき同項の対応措置を講じた場合には、当該対応措置を講じた日から20日以内に国会に付議して、当該対応措置を講じたことについて国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

3 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、速やかに、当該対応措置を終了させなければならない。